



平成 29 年 1 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社ムゲンエスレート
代 表 者 名 代表取締役社長 藤田 進一
(コード番号: 3299 東証第一部)
問 合 せ 先 常務取締役 管理本部長 吉岡 隆夫
(TEL. 03-5623-7442)

税務調査に伴う過年度消費税（特別損失）の見積り計上 及び業績予想の修正に関するお知らせ

当社は、下記1のとおり、過年度の消費税に関して、今後、東京国税局（以下、「当局」という）より更正処分を受ける見込みとなったことに伴い、平成 28 年 12 月期決算において、791 百万円の特別損失を見積り計上すること等を決定いたしましたのでお知らせいたします。

この特別損失の見積り計上等に伴い、平成 28 年 2 月 12 日に公表しました連結業績予想を下記2のとおり修正いたしましたので、あわせて、お知らせいたします。

記

1. 特別損失の計上及び平成 28 年 12 月期以降の会計・税務処理について

当社は、昨年 9 月頃より当局の税務調査を受け、平成 25 年 12 月期から平成 27 年 12 月期における消費税の納付額について、今後更正処分を受ける見込みとなりました。これは消費税の仕入税額控除の計算に関して当社と当局との間に見解の相違があったためであり、これに伴い、平成 28 年 12 月期決算において、791 百万円（加算税・延滞税を含む）を過年度消費税（特別損失）として見積り計上することといたしました。

当社としましては、これまで法令に従い適正な納税を行ってきたものと認識しております。したがって、正式に更正処分の通知を受けた段階で、速やかに当該更正処分に対して不服申立てを行う予定です。

また、今回の当局の指摘は、平成 28 年 12 月期以降の会計・税務処理にも影響することから、見解の相違はあるものの加算税・延滞税の増大及び更なる更正処分のリスク等を考慮し、平成 28 年 12 月期決算においても、当局の見解に従った会計・税務処理を行うことといたしました。これに伴い、平成 28 年 12 月期の控除不能消費税額（租税公課）は、従来から採用していた処理方法による場合と比べて 368 百万円増加する見込みです。

2. 業績予想の修正について

平成 28 年 12 月期連結業績予想数値の修正(平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益	1 株当たり 当期純利益
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(円 銭)
前回発表予想 (A)	58,397	7,425	6,632	4,185	173.58
今回修正予想 (B)	57,488	6,310	5,696	2,925	121.35
増減額 (B-A)	△908	△1,114	△935	△1,259	—
増減率 (%)	△1.6	△15.0	△14.1	△30.1	—
(ご参考) 前期実績 (平成 27 年 12 月期)	45,706	6,123	5,573	3,382	154.15

(注) 当社は、平成 28 年 7 月 1 日を効力発生日として普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該分割が行われたと仮定して、1 株当たり当期純利益を算定しております。

修正の理由

上記 1 に記載のとおり、平成 25 年 12 月期から平成 27 年 12 月期の更正処分に伴う特別損失を見積り計上したこと、及び平成 28 年 12 月期の仕入税額控除の計算を当局の見解に従って計算したことに伴い、平成 28 年 2 月 12 日に公表しました平成 28 年 12 月期の連結業績予想を上記のとおり修正いたします。

なお、今回の業績予想の修正に伴う配当予想の修正はありません。

3. 今後の予定

上記 1 に記載のとおり、更正決定通知書を受領した後、不服申立てを行った場合には、結論が出るまでに時間がかかることが予想されるため、平成 29 年 12 月期以降についても、当局の見解に従った会計・税務処理を前提として、業績予想の発表等を行うことといたします。

(注) 業績予想は、本資料発表日において入手可能な情報に基づき作成したものであり、実際の業績は、今後様々な要因により予想数値と異なる場合があります。

以上